三　前項第十三号ホに掲げる事項について次に掲げる事項

イ　利害関係を有しない不動産鑑定士による賃料に関する鑑定評価の有無

ロ　イに掲げる鑑定評価を受けた場合には、当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに当該鑑定評価を行った者の氏名

ハ　イに掲げる鑑定評価を受けていない場合には、次に掲げる事項

(1)　イに掲げる鑑定評価を受けていない理由

(2)　当該対象不動産の近傍同種の不動産その他の対象不動産と条件の類似する不動産の賃料又はその水準

ニ　イに掲げる鑑定評価の評価額又はハ(2)に掲げる賃料若しくは水準と第一号イに掲げる賃料の額との差額があるときは、その差額及び当該差額を妥当と判断する理由

四　（略）

五　前項第十八号に掲げる対象不動産の価格及び当該価格を妥当と判断する根拠について次に掲げる事項

イ　不動産鑑定士による鑑定評価の有無

ロ　当該鑑定評価を受けた場合には、当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに当該鑑定評価を行った者の氏名

ハ　当該鑑定評価を受けていない場合には、次に掲げる事項

(1)　当該鑑定評価を受けていない理由

(2)　第二号ハ(3)に掲げる価格若しくは水準又は宅地建物取引業者がその根拠を明らかにして述べた対象不動産の価格に対する意見

（新設）

一　（略）

二　前項第十八号に掲げる対象不動産の価格については、不動産鑑定士による鑑定評価の有無並びに当該鑑定評価を受けた場合には鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに鑑定評価を行った者の氏名

（新設）

（新設）

六　前項第二十二号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ　事業参加者に対し分配すべき収益又は利益の額の算定の方法並びにその分配の時期及び方法に関する事項

ロ　不動産特定共同事業契約の締結又は更新について勧誘をするに際し、その相手方に対し、収益又は利益の分配により得ることが見込まれる額（以下この号において「分配見込額」という。）の表示をした場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該分配見込額及びその算定の基礎となる期間

(2)　(1)に掲げる期間が当該不動産特定共同事業契約の期間より長い場合にあっては、当該不動産特定共同契約の期間での分配見込額及びその算定の基礎となる期間

(3)　当該分配見込額が予想に基づくものであり、不確実である旨

(4)　当該分配見込額の算定の根拠となる不動産取引ごとに次に掲げる事項

(i)　不動産取引の額

(ii)　対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の対象不動産を特定するために必要な事項

(iii)　不動産取引の取引態様の別

(iv)　将来行われることが見込まれる不動産取引を算定の根拠とする場合にあっては、当該不動産取引が予想に基づくものである旨

(5)　(4)の不動産取引が行われたことの根拠又は行われることが見込まれると判断した根拠

（新設）